

協力医療機関に関する届出について Q & A

(令和7年8月)

No.	質問	回答
1	協力医療機関の届出は毎年必要か。	基準省令により一年に一回以上と定められているため、毎年の届出が必要となります。
2	毎年の届出が必要ということだが、届出の時期はいつか。	本市（名古屋市）におきましては、届出時期を毎年6月1日～30日と定めております。
3	協力医療機関に関する変更届を提出した場合はどうなるのか。	変更届を提出した次に到来する定例の6月の届出書の提出は不要となります。 例：令和8年2月1日変更届提出 ⇒ 令和8年6月の定例の届出書の提出不要
4	毎年の届出が必要とのことだが、以前から医療機関も対応方法も何も変わってなくても届出しなければならないのか。	医療機関等何も変更がない場合も1年に1回以上の届出が必要です。
5	届出だけではなく協力医療機関との対応方法等の確認も一年に一回以上必要とされているが、前回の確認日から必ず一年以内に次の確認を行わなければならないのか。	必ずしも一年以内である必要はありませんが、本市（名古屋市）におきましては確認の一年を6月から翌年5月と定めています。この期間内に一回以上の確認をしてください。
6	協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならないとされているが、以前から医療機関も対応方法も何も変わってなくても確認しなければならないのか。	医療機関等何も変更がない場合も届出と同じく一年に一回以上の確認が必要です。
7	参考様式57（協力医療機関に関する届出書）の記入方法を知りたい。	NAGOYAかいごネットに掲出の参考様式57に記入方法の説明もされていますので、そちらをご参照ください。
8	通所介護事業所は関係あるか。	本件は施設系サービス、居住系サービスのみが関係します。